

□平成28年度の所得証明書及び課税証明書等の発行開始日

【特別徴収の方】5月13日（金）
給与所得者の納税方法で、年税額を12回（6月から翌年5月まで）に分け、会社など（特別徴収義務者）が月々の給与から天引きで徴収し納税していただく方。

【普通徴収の方】6月15日（水）
（年金特別徴収の方を含む）

- ①自営業者などの納税方法で、年税額を4期（6月・8月・10月・12月）に分けて自分で納税していただく方。
- ②年金特別徴収の方…年金所得者で年金からの天引きで納税していただく方。

平成28年度の所得証明書は平成27年分の所得、課税証明書等には平成27年分の所得に対する課税額が記載されます。

※平成28年1月1日現在、白鷹町に住所のある方で所得の申告がある方に発行できます。

※所得の申告がない場合は別途申告書の提出が必要となります。（税務出納課へ申告書を提出してください）

【問い合わせ】 税務出納課町民税係 ☎85-6132

□軽自動車税についてのお知らせ

納期限は5月31日（火）です

①軽自動車税の減免

障がいのある方で一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。要件については、税務出納課町民税係にお問い合わせください。

また、軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。昨年から引き続き減免を受けられる方も、期間内に再度申請をしてください。期間内に申請されない場合は、減免を受けられなくなりますのでご注意ください。

▼申請期間 納付書が届いた日～5月31日（火）※納期限まで

▼申請場所 税務出納課町民税係（④番窓口）

▼申請の際にお持ちいただくもの

①身体障害者手帳 ②免許証

③軽自動車税の納付書 ④印鑑

※家族が運転する場合は、運転する方の免許証もお持ちください。

②軽自動車税を口座振替される方へ

軽自動車税を口座振替で納められた方の車検時に必要な納税証明書は6月中旬に発送します。ただし、発送までの間に車検を受けられる方には随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、お手数ですが引き落としの確認ができる預金通帳を記載してご持参のうえ、税務出納課町民税係までおいでください。

③軽自動車税を納付書で納付される方へ

納付書の右端が、車検時に必要な「軽自動車納税証明書（継続検査用）」になりますので、車検のある方は失くさないように注意してください。

万が一失くされた場合は、役場の税務出納課窓口（④番窓口）で再発行できますので、納付が確認できるもの（領収書など）をご持参のうえおいでください。（町で納付の確認ができるまで、納付された場所が金融機関の場合2～7日程度、コンビニエンスストアの場合は2～3週間程度かかります。）

【問い合わせ】 税務出納課町民税係 ☎85-6132

農畜産物等に対する放射性物質の自主検査費用の一部を補助します

放射性物質による農畜産物などへの汚染を自主的に検査するため検査機関に検査委託を行うのに必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

●対象者

対象者は、自ら販売を直接行うなど、農畜産物に対する放射能検査を自主的に行う町内の方で、以下の条件のいずれかに当てはまる方。

- ①認定農業者
- ②農業生産法人、農業協同組合及び農業生産団体
- ③その他町長が必要と認める者

●補助額

検査料（税抜）として支払った額（2万円上限）※補助の対象になるのは1申請者につき4検体までとなります。

●検査機関

検査機関は、国の検査基準に基づき検査を実施し、検査証明書を発行できる機関とします。

【問い合わせ】

産業振興課農業振興係 ☎85-6107